

官報

号外 昭和三十年七月一日

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

○第二十二回 衆議院會議録第三十六号

昭和三十年七月一日(金曜日)

議事日程 第三十五号

昭和三十年七月一日

午後一時開議

一 憲法調査会法案(薄瀬一郎君
外四名提出)の趣旨説明

第一 けい肺及び外傷性せき腫障
害に関する特別保護法案(内閣
提出)

●本日の會議に付した案件

日程第一 けい肺及び外傷性せき
腫障害に関する特別保護法案
(内閣提出)
過度経済力集中排除法等を廃止す
る法律案(内閣提出、參議院送
付)

地方自治法第五十六條第六項の
規定に基づき、工業品検査所の出
張所の設置に関し承認を求める
の件

午後四時十八分開議

○議長(金谷秀次君) これより會議を
開きます。

第一 けい肺及び外傷性せき腫障
害に関する特別保護法案(内閣
提出)

○議長(金谷秀次君) 日程第一、けい
肺及び外傷性せき腫障害に関する特別
保護法案を議題といたします。委員長
の報告を求めます。社会労働委員長中
村三之丞君。

けい肺及び外傷性せき腫障害に關
する特別保護法案
けい肺及び外傷性せき腫障害に
關する特別保護法

目次
第一章 總則(第一條-第二條)
第二章 けい肺健康診断、症状等
の決定及び作業の転換
(第三條-第九條)
第三章 けい肺に関する給付等
(第十條-第十三條)
第四章 費用の負担(第十四條-
第三十條)
第五章 不服の申立等(第三十一
條-第三十七條)
第六章 国の援助等(第三十八條
-第四十二條)
第七章 雜則(第四十三條-第五
十一條)

第八章 罰則(第五十二條-第五
十四條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、けい肺にかか
つた労働者の病勢の悪化の防止を
図るとともに、けい肺及び外傷性
せき腫障害にかつた労働者に対
して療養給付、休業給付等を行
い、もつて労働者の生活の安定と
福祉の増進に寄与することを目的
とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各
号に掲げる用語の意義は、それぞ
れ当該各号に定めるところによ
る。

一 けい肺 遊離けい酸じん又は
遊離けい酸を含む粉じんを吸入
することによつて肺に生じた纖
維増殖性変化の疾病及びこれ
と肺結核の合併した疾病をい
ふ。

二 粉じん作業 別表第一に掲げ
る作業をいう。ただし、けい肺
を生ずるおそれがないと認め
られる政令で定める作業を除
く。

三 けい肺健康診断 直接撮影に
よる胸部全腺のエックス線写真
(以下単に「エックス線写真」と
いう。)による検査、胸部に關す
る臨床検査及び粉じん作業につ
いての職歴の調査によつて行
う。けい肺についての健康診断をい
ふ。

四 外傷性せき腫障害 落盤、落
石、墜落等によつて生ずる外部
からの圧力によりせき腫が完全
に、又はこれに近い程度に損傷
し、これによつて運動麻ひ、
2 この法律においては、けい肺の
症状を次の表の下欄に掲げると
ろにより区分し、その名称は、そ
れぞれ上欄に掲げるところによ
る。

症 度	状
けい肺第一症度	エックス線写真の像が第一型と認められるもの
けい肺第二症度	エックス線写真の像が第二型又は第三型と認められ、かつ、けい肺による心肺機能の障害その他の症状が認められないもの
けい肺第三症度	一 エックス線写真の像が第二型又は第三型と認められ、かつ、けい肺による心肺機能の障害その他の症状が認められるもの(活動性の肺結核があると認められるものを除く) 二 エックス線写真の像が第四型と認められ、かつ、けい肺による心肺機能の障害その他の症状が認められるもの
けい肺第四症度	一 エックス線写真の像が第二型、第三型又は第四型と認められ、かつ、けい肺による高度の心肺機能の障害その他の症状が認められるもの 二 エックス線写真の像が第四型と認められ、かつ、活動性の肺結核があると認められるもの

3 この法律においては、エックス線写真の像を次の表の下欄に掲げるところにより区分し、その名称は、それぞれ上欄に掲げるところによる。

昭和三十年七月一日 衆議院會議録第三十六号 けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法案

昭和三十年七月一日 衆議院會議第三十六号 けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法案

型	エックス線写真の像
第一型	両肺野に、明りよな結節像でその大きさが粟粒大以上のものが部分的にあるもの。
第二型	両肺野に、明りよな結節像でその大きさが粟粒大以上のものが全面的にあり、かつ、その分布が粗であるもの。
第三型	両肺野に、明りよな結節像でその大きさが粟粒大以上のものが全面的にあり、かつ、その分布が密であるもの。
第四型	第一型、第二型又は第三型のもので融合像又は塊状陰影があるもの。

第二章 けい肺健康診断、症状等の決定及び作業の転換

第三條 使用者は、別表第二に掲げる作業（けい肺を生ずるおそれがないと認められる政令で定める作業を除く。以下同じ）に常時従事させる労働者に対して、その就業の際、けい肺健康診断を行わなければならない。ただし、次の各号の一に該当する者に対しては、この限りでない。

- 一 その作業に従事する前一年以内にけい肺健康診断を受けて第五條第一項、第六條第三項（第七條第二項に含む。）又は第三十一條第二項の規定によりけい肺第二症度又はけい肺第三症度のけい肺にかかつていると決定された者
- 二 前号以外の者で、その作業に従事する前三年以内にけい肺健康診断を受けて第五條第一項、第六條第三項（第七條第二項に含む。）又は第三十一條第二項の規定によりけい肺第二症度又はけい肺第三症度のけい肺にかかつていないと決定された者

おいて準用する場合を含む。）又は第三十一條第二項の規定によりけい肺にかかつていないか、又はけい肺第一症度のけい肺にかかつていないと決定されたもの三 前二号以外の者で、その作業に従事する前粉じん作業に従事した期間が三年以内のもの

- 2 使用者は、別表第二に掲げる作業に常時従事させる労働者に対して、三年以内ごとに一回、けい肺健康診断を行わなければならない。
- 3 使用者は、前項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる作業に常時従事させる労働者のうち、第五條第一項、第六條第三項（第七條第二項に含む。）又は第三十一條第二項の規定によりけい肺第二症度又はけい肺第三症度のけい肺にかかつていないと決定された者に対して、一年以内に一回、けい肺健康診断を行わなければならない。
- 4 使用者は、けい肺健康診断において医師によりけい肺にかかつて

いると診断された労働者のうち、エックス線写真に融合像又は塊状陰影が認められない者に対しては労働省令で定める心肺機能検査（以下「機能検査」という。）を、エックス線写真に融合像又は塊状陰影が認められる者に対しては労働省令で定める結核精密検査（以下「結核検査」という。）を、結核検査により活動性の肺結核にかかつていないと診断された者に対しては機能検査を、遅滞なく、行わなければならない。

- 5 前四項の規定によるけい肺健康診断、機能検査又は結核検査の対象労働者は、正当な理由がある場合を除き、それぞれ使用者が行うけい肺健康診断、機能検査又は結核検査を受けなければならない。ただし、使用者が指定した医師のけい肺健康診断、機能検査又は結核検査を受けることを希望しない場合において、他の医師のけい肺健康診断、機能検査又は結核検査を受けて、それぞれエックス線写真及びけい肺健康診断の結果を証明する書面又は結核検査の結果を証明する書面又は機能検査の結果を証明する書面を使用者に提出したときは、この限りでない。
- 6 使用者は、けい肺健康診断、機能検査又は結核検査を行った場合において、その限度において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第五十二條第一項の規定による健康診断を行わなくてもよい。

診断、機能検査又は結核検査を行うときは、及び労働者が同条第五項ただし書の規定により提出すべきエックス線写真又は書面を使用者に提出したときは、使用者は、医師によりけい肺にかかつていないと診断された者について、遅滞なく、それぞれ次の各号に掲げる物を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

- 一 けい肺健康診断については、エックス線写真、粉じん作業についてので職歴を証明する書面及びけい肺健康診断の結果を証明する書面
- 二 機能検査については、その結果を証明する書面
- 三 結核検査については、その結果を証明する書面

第五條 都道府県労働基準局長は、前条の規定によりエックス線写真又は書面の提出を受けたときは、これを基礎として、地方けい肺診断医の診断又は審査により、当該労働者がけい肺にかかつていないかどうか、及びけい肺にかかつていない者については第二條第三項の症状の区分に従つてその症状を決定し、その旨を当該使用者に通知するものとする。

- 2 都道府県労働基準局長は、前項の通知をしたときは、遅滞なく、前条の規定により提出されたエックス線写真又は書面を使用者に返還するものとする。
- 3 使用者は、第一項の通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を

当該労働者に通知するとともに、けい肺の症状がけい肺第四症度に該当すると決定された者については療養を要する旨を通知しなければならない。

第六條 粉じん作業に従事する労働者又は従事していた労働者若しくは労働者であつた者は、けい肺健康診断、機能検査又は結核検査を受け、医師によりけい肺にかかつていないと診断されたときは、随時に、都道府県労働基準局長に第二條第二項の症状の区分に従つてけい肺の症状の決定をすべきことを申請することができる。

- 2 前項の規定による申請をしようとする者は、申請書に、エックス線写真、粉じん作業についての職歴を証明する書面、けい肺健康診断の結果を証明する書面及び次の各号に掲げる書面を添えて、都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

- 一 医師によりエックス線写真に融合像又は塊状陰影がないと認められた者については、機能検査の結果を証明する書面
- 二 医師によりエックス線写真に融合像又は塊状陰影があると認められた者については、結核検査の結果を証明する書面
- 三 医師によりエックス線写真に融合像又は塊状陰影があると認められた者で、結核検査により活動性の肺結核にかかつていないと診断されたものについて、機能検査の結果を証明する書面

- 3 都道府県労働基準局長は、第一項の規定による申請を受けたとき

は、前項の規定により提出されたエックス線写真及び書面を基礎として、地方けい肺検査医の診断又は審査により申請者がけい肺にかかっているかどうか、及びけい肺にかかっている者については第二項第二の症状の区分に従つてけい肺の症状を決定し、その旨を申請者及び当該使用者に通知するものとする。

4 都道府県労働基準局長は、前項の通知をしたときは、遅滞なく、第二項の規定により申請書に添えて提出されたエックス線写真及び書面を申請者に返還するものとする。

第七条 粉じん作業に従事する労働者がけい肺健康診断、機能検査又は結核検査を受け、医師によりけい肺にかかっていると診断されたときは、使用者は、当該労働者について、同時に、都道府県労働基準局長に第二項第二の症状の区分に従つてけい肺の症状の決定をすべきことを申請することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第三項中「当該使用者」とあるのは、「当該労働者」と読み替へるものとする。

(作業の転換)

第八条 都道府県労働基準局長は、第五項第一項、第六項第三項（前条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一項第二項の規定による症状の決定を受けた労働者で次の各号の一に該当するものが現に粉じん作業に従事しているときは、使用者に対して、その者を粉じん作業以外の作業につかせることを勧告することができる。

一 けい肺第三程度のけい肺にかかっていると決定された者

二 けい肺第二程度のけい肺にかかっていると決定された者で、粉じん作業に従事した期間が五年以内であり、かつ、エックス線写真の像が第二型に該当するもの

三 けい肺第二程度のけい肺にかかっていると決定された者で、粉じん作業に従事した期間が十年以内であり、かつ、エックス線写真の像が第三型に該当するもの

2 使用者は、前項の勧告を受けたときは、当該労働者を粉じん作業以外の作業につかせるように努めなければならない。

3 使用者は、第一項の勧告を受けたとき、当該労働者を粉じん作業に従事せしめなくなったときは、遅滞なく、その旨を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に通知しなければならない。

(職業紹介等)

第九条 公共職業安定所その他の職業安定機関は、前条第一項の勧告に係る労働者が作業の転換に関する使用者の努力にもかかわらず、当該事業において粉じん作業以外の作業につくことができないときは、当該労働者に対して職業紹介、職業指導等について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 けい肺に関する給付等

第十条 政府は、第八項第一項の勧告に係る労働者が粉じん作業に従事しなくなったときは、その者に

対して、転換給付として労働基準法第十二条に規定する平均賃金の三十日分に相当する額を支給する。

2 前項の転換給付の支給の回数は、当該労働者につき一回に限る。

(療養給付)

第十一条 政府は、けい肺にかかった労働者又は労働者であつた者が労働基準法第八十一條の規定による打切補償を受け、又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第六号に規定する打切補償の支給を受けたときは、その者に対して、その後二年間、療養給付として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用に相当する額を支給する。

2 前項の療養の範囲は、労働基準法第七十五條第二項の規定による療養の範囲による。

(休業給付)

第十二条 労働者又は労働者であつた者が前条の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、政府は、その者に対して、その療養の期間につき休業給付を行う。

2 前項の休業給付の額は、労働者又は労働者であつた者が労働基準法第八十一條の規定による打切補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第六号に規定する打切補償の支給を受けた直前において受けるべき休業補償の額に相当する額とする。

3 労働基準法第七十六條第二項及び第三項の規定は、前項の休業給付の額について準用する。

(外傷性せき腫障害についての準用)

第十三条 前二条の規定は、業務上、外傷性せき腫障害にかつた労働者又は労働者であつた者に関する限り準用する。

第四章 費用の負担

(国庫の負担)

第十四条 国庫は、第十条から前条までの規定により政府が行う給付に關して必要な費用の三分の一を負担する。

(負担金の徴収)

第十五条 政府は、第十条から第十三条までの規定により政府が行う給付に關して必要な費用に充てるため、粉じん作業に労働者に従事させる事業等の事業主から負担金を徴収する。

(徴収の請負によつて行われる事業の事業主)

第十六条 事業主が徴収の請負によつて行われる場合においては、この章の規定の適用については、元請負人を事業主とする。

2 元請負人が下請負人との間の書面による契約で下請負人に前条の負担金の納付を引き受けさせることとした場合において、元請負人の申請により、政府がこれを承認したときは、前項の規定にかかわらず、その下請負人をその請負に係る事業の事業主とする。

(けい肺についての給付に係る負担金の額)

第十七条 けい肺についての給付に關して第十五条の規定により事業主から徴収する負担金の額は、その事業の賃金総額に次条の規定により定めるけい肺負担金を乗じて得た額とする。

2 労働者災害補償保険法第二章に規定する保険関係の成立していない事業であつて次条の規定によるけい肺負担金が政府で定める率以下のものの事業主からけい肺についての給付に關して徴収する負担金の額は、前項の規定にかかわらず、政府が、その事業によりけい肺にかつた労働者又は労働者であつた者に対して第十條から第十二条までの規定により行つた給付に關する費用の三分の二に相当する額とする。

(けい肺負担金率)

第十八条 けい肺負担金率は、粉じん作業に労働者に従事させる事業について、その種類の事業の過去五年間のけい肺の発生率を基礎として、その事業に關し政府が第十條から第十二条までの規定により行つた給付に關して必要な費用の三分の二に相当する額をまかなうよう、事業の種類に応じ数等級に区分して、労働省令で定める。

(外傷性せき腫障害についての給付に係る負担金の額)

第十九条 外傷性せき腫障害についての給付に關して第十五条の規定により事業主から徴収する負担金の額は、次の各号に定めるところによる。

一 労働者災害補償保険法第二章に規定する保険関係の成立している事業については、その事業の賃金総額に外傷性せき腫障害負担金率を乗じて得た額

二 労働者災害補償保険法第二章に規定する保険関係の成立して

昭和三十年七月一日 衆議院會議第三十六号 けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法案

四五二

い、ない事業については、政府が、その事業により外傷性せき腫障害にかつた労働者又は労働者であつた者に対して第十三条の規定により行つた給付に關する費用の三分の二に相當する額を前項第一号の外傷性せき腫障害負担金は、過去五年間の外傷性せき腫障害の発生率を基礎として、その種類の事業に關し政府が第十三条の規定により行つた給付に關して必要な費用の三分の二に相當する額を、まかなうように、事業の種類に応じ数等級に区分して、労働省令で定める。

(賃金総額)
第二十条 この章に規定する賃金総額は、賃金、給料、手当、賞与その他いかなる名称によるかを問はず、労働の対価として事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払うすべてのものの総額とする。

(概算負担金の報告及び納付)
第二十一条 第十七条第一項に規定する額につき負担金を徴収される事業又は第十九条第一項第一号に規定する額につき負担金を徴収される事業(以下「負担金率適用事業」と総称する)の事業主(次項の有期事業の事業主を除く)は、毎年四月一日から翌年三月三十一日まで(以下「徴収年度」という)の賃金総額(その事業が新たに負担金率適用事業に該当するに至つたものについては、該當するに至つた日からの五日以内)に、都道府県労働基準局長に報告するとともに、概算負担金をその徴収年度の初日から四十五日以内(その事業が新たに負担金率適用事業に該当するに至つたものについては、該當するに至つた日から三十五日以内)に、政府に納付しなければならない。

その他労働省令で定める事項を、その徴収年度の初日から十五日以内(その事業が新たに負担金率適用事業に該当するに至つたものについては、該當するに至つた日からの五日以内)に、都道府県労働基準局長に報告するとともに、概算負担金をその徴収年度の初日から四十五日以内(その事業が新たに負担金率適用事業に該当するに至つたものについては、該當するに至つた日から三十五日以内)に、政府に納付しなければならない。

2 負担金率適用事業であつて事業の期間が予定されるもの(以下「有期事業」という)の事業主は、その事業の全期間の賃金総額の見込額に、けい肺負担金率又は外傷性せき腫障害負担金率を乗じて得た概算負担金の額を、その労働省令で定める事項を、その事業を開始する日前十日までに都道府県労働基準局長に報告するとともに、概算負担金をその事業を開始した日から二十日以内に、政府に納付しなければならない。

3 都道府県労働基準局長は、負担金率適用事業の事業主が前二項の規定による報告をしないとき、又はその報告に誤りがあると認めるときは、その調査により概算負担金の額を算定し、これを事業主に通知する。

4 前項の通知を受けた事業主は、都道府県労働基準局長の算定した額又はその額と納付した概算負担金の額との差額を、通知を受けた日から十五日以内に、政府に納付しなければならない。

(確定負担金の報告)
第二十二条 負担金率適用事業の事業主(有期事業の事業主を除く)は、徴収年度の初日から末日までの賃金総額(その事業が負担金率適用事業に該当しなくなったものについては、その徴収年度の初日からその事業が負担金率適用事業に該当しなくなった日の前日までの賃金総額)に、けい肺負担金率又は外傷性せき腫障害負担金率を乗じて得た確定負担金の額を、その労働省令で定める事項を、次の徴収年度の初日(その事業が負担金率適用事業に該当しなくなったものについては、該當しなくなったものから十五日以内)に、都道府県労働基準局長に報告しなければならない。

2 有期事業の事業主は、その事業の全期間の賃金総額に、けい肺負担金率又は外傷性せき腫障害負担金率を乗じて得た確定負担金の額を、その労働省令で定める事項を、その事業が終了し、又は廃止された日から十五日以内に、都道府県労働基準局長に報告しなければならない。

3 都道府県労働基準局長は、負担金率適用事業の事業主が前二項の規定による報告をしないとき、又はその報告に誤りがあると認めるときは、その調査により確定負担金の額を算定し、これを事業主に通知する。

(概算負担金と確定負担金の差額の充當、還付又は納付)
第二十三条 負担金率適用事業の事業主が第二十一条の規定により納付した概算負担金の額が、前条第一項又は第二項の規定による確定負担金の額(同条第三項の規定により都道府県労働基準局長が確定負担金の額を算定した場合)に、その算定した額をこえる場合には、政府は、労働省令で定めるところにより、そのこえる額を次の徴収年度の概算負担金若しくは未納の負担金に充當し、又は還付する。

2 負担金率適用事業の事業主は、前条第一項又は第二項の規定により報告をした場合においては、納付した概算負担金の額がこれらの規定による確定負担金の額に足りないときはその不足額を、納付した概算負担金がないときはこれらの規定による確定負担金を、次の徴収年度の初日から三十日以内(その事業が負担金率適用事業に該当しなくなったものについては、その日から三十日以内)に、政府に納付しなければならない。

3 前条第三項の規定による通知を受けた場合においては、納付した負担金の額が都道府県労働基準局長が算定した確定負担金の額に足りないときはその不足額を、納付した負担金がないときは都道府県労働基準局長が算定した確定負担金を、その通知を受けた日から十五日以内に、政府に納付しなければならない。

(延納)
第二十四条 政府は、労働省令で定めるところにより、負担金率適用事業の事業主が第二十一条第一項、第二項又は第四項の規定によ

り納付すべき概算負担金を、その申請に基き、延納させることができる。

(追徴金)
第二十五条 政府は、事業主が第二十三条第三項の規定により確定負担金又はその不足額を納付しななければならない場合においては、その納付すべき額に百分の十を乗じて得た額を追徴金として徴収する。ただし、事業主が、天災その他やむを得ない事由により、同項の規定による確定負担金又はその不足額の納付をしなければならなくなつた場合は、この限りでない。

2 政府は、前項の追徴金を徴収する場合においては、労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき追徴金の額を通知しなければならない。

(負担金率適用事業以外の事業についての負担金の徴収)
第二十六条 第十七条第二項又は第十九条第一項第二号に規定する事業の事業主が徴収する負担金は、政府が、その事業によりけい肺又は外傷性せき腫障害にかつた労働者又は労働者であつた者に對して第十条から第十三条までの規定による給付を行つた場合に、そのつど、徴収する。

2 政府は、前項の負担金を徴収する場合においては、労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき負担金の額を通知しなければならない。

3 前項の期限は、同項の通知を発する日から起算して三十日以上経過した日でない限りならない。

4 第一項の事業主は、労働省令で定めるところにより、同項の負担金を分割して納付することができ。

(滞納処分)

2 前項の規定による督促をするときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、これを発する日から起算して十日以上経過した日でない限りならない。

3 第一項の規定による督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

4 第一項の規定による督促を受けた者が、同項の期限までに、負担金その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

(延滞金)

第二十八条 政府は、事業主が負担金の納付を怠つた場合において、前条第一項の規定による督促をしたときは、その金額百円につき一日六銭の割合で、納期限の翌日から負担金の完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、負担

金の額が千円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

2 前項の場合において、負担金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる負担金の額は、その納付のあつた負担金の額を控除した金額による。

3 延滞金の計算において、前二項の負担金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号の一に該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状の指定期限までに徴収金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所が不明なため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三 延滞金の額が千円未満であるとき。

四 負担金について滞納処分の執行を停止し又は猶予したとき。

五 負担金を納付しないことについてやむを得ない事由があることを認められたとき。

(先取特権の順位)

(書類の送達)

第三十条 負担金その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送達については、国税徴収法(明治三十九年法律第二十一号)第四条ノ九及び第四条ノ十の規定を準用する。

第五章 不服の申立て等

(症状等の決定) 第三十一条 第五條第一項又は第六條第三項(第七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による都道府県労働基準局長の決定に不服のある者は、エックス線写真及び労働省令で定める書面を添え、書面をもつて、当該都道府県労働基準局長を経由し、労働大臣に不服の申立をすることができ。

2 労働大臣は、前項の規定による不服の申立があつたときは、申立の日から六十日以内に、中央けい肺診療所の診断又は審査により、裁決をしなければならない。

3 労働大臣は、第一項の不服の申立が理由があると認めるときは、前項の裁決において、不服の申立に係る都道府県労働基準局長の処分を取り消し、不服の申立に係る労働者又は労働者であつた者がけい肺にかかつているかどうか、及びけい肺にかかつている者について、は第二條第二項の症状の区分に従つてけい肺の症状を決定しなければならない。

4 労働大臣は、第二項の裁決をしたときは、書面をもつて、当該都道府県労働基準局長を経由し、労働大臣に不服の申立をすることができ。

(給付に関する審査の請求)

第三十二条 給付に関する決定に不服がある者は、労働者災害補償保険法第三十五条の保険審査官に審査を請求し、その決定に不服がある者は、同条の労働者災害補償保険審査会に審査を請求し、その決定に不服がある者は、裁判所に訴を提起することができる。

2 前項の審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(保険審査官の権限)

第三十三条 保険審査官は、前条の審査のため必要があると認めるときは、使用者、労働者若しくは労働者であつた者に対して報告をさせ、若しくは出頭を命じて質問し、又は労働者若しくは労働者であつた者に対してその指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができ。

(都道府県労働基準局長が算定した負担金の額に関する審査の請求)

第三十四条 事業主は、第二十一條第三項又は第二十二條第三項の規定により都道府県労働基準局長が算定した負担金の額について不服があるときは、都道府県労働基準局長に審査の請求をすることができ。

(訴訟)

第三十五条 前条の規定による審査の決定又は負担金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する処分について不服がある者は、労働大臣に訴願をすることができ。

(申立の期間)

第三十六条 第三十一條第一項の不服の申立、第三十二條の審査の請求若しくは訴の提起、第三十四條の審査の請求又は前条の訴訟は、処分が通知を受けた日から六十日以内にしなければならない。この場合において、不服の申立及び審査の請求については、訴訟法(明治二十三年法律第五号)第八條第三項の規定を準用する。

(政令への委任)

第三十七條 この章に定めるもののほか、第三十一條第一項の不服の申立若しくは第三十二條の審査の請求若しくは第三十四條の審査の請求又はこれに係る処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 国の援助等

(国の援助)

第三十八條 政府は、この法律の目的を達成するため必要な場合には、使用者の行うけい肺健康診断等について援助を行うように努めるとともに、けい肺にかかつてた労働者のために適当な就労のための施設を設けること等によつて労働者の生活の安定を図るよう努めなければならない。

(公課の禁止)

第三十九條 租税その他の公課は、第十條から第十三條までの規定により給付を受けた金品を課税として課することができない。

(差押の禁止等)

第四十條 第十條から第十三條までの規定により給付を受ける権利

昭和三十年七月一日 衆議院會議第三十六号 けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法案

四五四

は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

(印紙税の非課税)

第四十一条 第十条から第十三条までの規定による給付に関する書類には、印紙税を課さない。

(時効)

第四十二条 第十条から第十三条までの規定による給付を受ける権利及び負担金その他の徴収金を徴利し、又はその返付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法の時効に関する規定を準用する。

第七章 雑則

(けい肺審議会)

第四十三条 労働省に、けい肺審議会(以下「審議会」という。)を置く。2 審議会は、労働大臣の諮問に応じて、けい肺に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関して必要な事項を関係行政機関に建議する。

第四十四条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、労働大臣が任命する。

3 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

5 審議会に会長を置く。会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員が選挙する。

6 会長は、審議会の会務を総理する。第四十五条 この法律に規定するも

ののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(けい肺診査医)

第四十六条 この法律の規定によるけい肺の診断又は審査及びこれらに關する事務を行わせるために、労働省に中央けい肺診査医を、都道府県労働基準局に地方けい肺診査医を置く。

2 中央けい肺診査医及び地方けい肺診査医は、けい肺の診断に關し知識又は経験を有する医師のうちから、労働大臣が任命する。

3 けい肺診査医は、非常勤とすることが出来る。

(けい肺診査医の権限)

第四十七条 中央けい肺診査医又は地方けい肺診査医は、この法律の規定により、けい肺にかつていた労働者又はけい肺にかつていた疑のある労働者に対して行う診断又は審査のため必要があるときは、当該労働者がいる事業場に立ち入り、労働者その他の関係者に質問し、資料の提出を求め、又は診察録その他の書類を検査することが出来る。

2 前項の場合において、けい肺診査医は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

(労働基準監督官の権限)

第四十八条 労働基準監督官は、第三章の規定の施行のため必要な限度において、使用者に対し報告若しくは帳簿書類の提出を求め、又は事業場及びその附属建築物に立ち入り、関係者に質問し、若しくは遊離けい酸を含み、若しくは含み疑のある粉じんの測定若しくは検査を行うことができる。

2 前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十九条 労働基準監督官は、第三十九条から第四項まで、第四十条及び第五十条第三項の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十号)の規定による司法警察員としての職務を行う。

(労働大臣又は都道府県労働基準局長の権限)

第五十条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、この法律の規定による給付及び負担金その他の徴収金に關する処分並びにこれらに關する審査に關し、必要があると認めるときは、これらに係る事業の事業主に報告をさせ、又は当該職員に、その事業の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、及び帳簿書類を検査させることができる。

2 第四十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定によつて質問及び検査を行つた職員について準用する。

(国家公務員についての適用除外)

第五十一条 国家公務員については、この法律の規定は、適用しない。

第八章 罰則

第五十二条 第二十一条第一項若しくは第二項又は第二十二條第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第三項第一項から第四項まで、第四項又は第五項第三項の規定に違反した者

二 第四十七條第一項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第四十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、質問に対して虚偽の陳述をし、又は測定若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第五十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に対して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金を科する。

附則

(施行期日)

4 この法律は、昭和三十年九月一日から施行する。

これらの規定にかかわらず、都道府県労働基準局長が行うものとする。

3 都道府県労働基準局長は、前項の規定により行つたけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に基き、当該労働者がけい肺にかつているかどうか、及びけい肺にかつていない者については第二條第二項の症状の区分に従つてその症状を決定し、その旨を当該使用者に通知するものとする。

4 第五項第三項の規定は、使用者が前項の通知を受けた場合に準用する。

5 第三十一條、第三十六條及び第三十七條の規定は、附則第三項の決定によつて不服の申立に關して準用する。

6 第三條第六項の規定は、附則第二項の規定により都道府県労働基準局長が行うけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に關して必要な費用の三分の一を負担する。

7 国庫は、附則第二項の規定により都道府県労働基準局長が行うけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に關して必要な費用に充てるため、けい肺健康診断、機能検査又は結核検査を行つた場合に、その事業の事業主から、そのつど、負担金を徴収する。

9 前項の負担金の額は、労働省令で労働者一人当たりつき定める額にその事業においてけい肺健康診断、機能検査又は結核検査を行つ

た労働者の数を乗じて得た額とする。

10 前項の労働者令で定める額は、都道府県労働基準局長が行うけい肺健康診断、機能検査又は結核検査に因する費用の三分の二に相当する額をまかなうように定めなければならない。

11 政府は、附則第八項の負担金を徴収する場合、その負担金の額を定めて、三十日以内にこれを納付すべきことを当該事業主に通知しなければならない。

12 (けい肺健康診断の暫定措置)

使用者は、政令で定める日までは、第三条第一項から第四項までの規定によりけい肺健康診断、機能検査若しくは結核検査を行つたとき、又は同条第五項ただし書の規定によりエックス線写真及び書面の提出を受けたときは、遅滞なく、医師によりけい肺にかかつていないと診断された労働者についての第四条第一号に掲げるエックス線写真及び書面を、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

13 都道府県労働基準局長は、前項の規定によりエックス線写真及び書面が提出されたときは、これを基礎として、地方けい肺検査医の診断又は審査により、当該労働者がけい肺にかかつていないかどうか、及びけい肺にかかつていない者については第二条第二項の症状の区分に従つてその症状を決定し、その旨を当該使用者に通知するものとする。

14 第五条第二項の規定は、都道府県労働基準局長が前項の通知をした場合に、同条第三項の規定は、

使用者が前項の通知を受けた場合に準用する。

15 第三十一條、第三十六條及び第三十七條の規定は、附則第十三項の決定についての不服の申立に因して準用する。

16 (負担金率の暫定措置)

この法律の施行後五年間は、けい肺負担金率は、第十八条の規定にかかわらず、けい肺審査会にかつて、事業の種類に応じ数等級に区分して、労働大臣が定める。

17 (負担金納付の経過措置)

この法律の施行の際、この法律の規定により負担金率適用事業となる事業であつて事業の期間が予定されないもの、政令で定める率以下のけい肺負担金率又は外傷性せき随障害負担金率によつて負担金が徴収される事業を営む事業主については、昭和三十一年三月三十一日までは、第二十一條第一項の規定は、適用しない。

18 この法律の施行の際、この法律の規定により負担金率適用事業となる事業であつて事業の期間が予定されないもの、前項に規定する事業を除くべきものを、事業主について第二十一條第一項の規定の適用については、同項中「五日以内」とあるのは「十五日以内」と、「三十五日以内」とあるのは「四十五日以内」とする。

19 この法律の施行の際、この法律の規定により負担金率適用事業となる事業であつて事業の期間が予定されるもの、昭和三十一年三月三十一日までに事業の終了が予定される事業を営む事業主については、その日までは、第二十一條第二項の規定は、適用しない。

20 この法律の施行の際、この法律

の規定により負担金率適用事業となる事業であつて事業の期間が予定されるもの、(前項に規定する事業を除く)を営む事業主についての第二十一條第二項の規定の適用については、同項中「開始する日前十日まで」とあるのは「この法律の施行の日から十五日以内」と、「その事業を開始した日から二十日以内」とあるのは「この法律の施行の日から四十五日以内」とする。

21 (他の法律の一部改正)

労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一項中「又は輸血法」を、「けい肺及び外傷性せき随障害に関する特別保護法(昭和三十年法律第一号)第一條から第十三條までの規定、国家公務員災害補償法第一條に規定する職員に係るものを除く」又は輸血法に改める。

22 労働者設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十二號の次に次の三號を加える。

三十二の四 けい肺及び外傷性せき随障害に関する特別保護法に基いて、前号の給付に關し負担金を徴収すること。

第八條第六號の次に次の二號を加える。

六の二 けい肺に關する症狀等の決定に關すること。

六の三 けい肺及び外傷性せき随障害に關する給付に關すること。

第十三條第一項の表中「けい肺対策審査会」を「けい肺審査会」に改める。

第十五條第一項中「及び労働者災害補償保険法(これに基く命令を含む)」を、「労働者災害補償保険法(これに基く命令を含む)及びけい肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法(これに基く命令を含む)」に改める。

第十六條第一項の表中の欄中「労働者災害補償保険の保険給付」の下に「及びけい肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法の規定による給付」を加える。

第十七條第一項中「及び労働者災害補償保険法(これに基く命令を含む)」を、「労働者災害補償保険法(これに基く命令を含む)及びけい肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法(これに基く命令を含む)」に改める。

23 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「及び失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第三十六條の規定を、失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第三十六條及びけい肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法第二十八條第一項本文」に改める。

24 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第八号を第九号とし、第七号の次に次の二號を加える。

八 けい肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法(昭和三十年法律第一号)の規定により給付として支給を受ける金品。

第六百七十二條第八号を第九号とし、第七号の次に次の二號を加える。

八 けい肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法の規定により給付として支給を受ける金品。

昭和三十年七月一日 衆議院會議第三十六号 けい肺及び外傷性せき随障害に關する特別保護法案

昭和三十年七月一日 衆議院會議録第三十六号 けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法案

別表第一

- 一 坑内における作業
- 二 土石又は鉱物を掘る場所における作業
- 三 土石又は鉱物を破砕し、さい断し、選別し、又はふるいわける場所における作業
- 四 岩石をのみ仕上げし、たたき仕上げし、動力により研まし、その他岩石を加工する場所における作業
- 五 粉状の土石若しくは鉱物又はこれらを含む物を混合し、投げ入れ、發詰し、積み込み、積みおろしする等の行為をする場所における作業
- 六 鉱物をはいく、又は焼結する場所における作業
- 七 陶磁器、耐火レンガ(クローム質、若しくは、炭素質等の特殊質のレンガを除く。以下同じ)、けいそう土製品、タイル、製錬用レトルト又はクレイ製品を製造する工程において、原料を混合し、ふるいわけ、乾燥し、かま詰し、又はかま出しする場所における作業
- 八 砂型を用いて鋳物を製造し、又は動力により鋳物を研ます場所における作業
- 九 石若しくは砂を用いて動力により研まし、又はけい砂のふきつけにより研ます場所における作業
- 十 金鋼又は非金鋼を製錬する工程において、溶鉱炉、転炉その他の溶解炉によつて溶解する場所における作業
- 十一 耐火レンガを用いる炉の中に入つて、耐火レンガを取り換え、その他炉を修理する作業
- 十二 金鋼又は非金鋼を製錬する場所において、炉又は煙突に附着した鉄さいをかきおとす作業
- 十三 前各号に掲げるもののほか、政令で定める作業

別表第二

- 一 坑内の、土石又は鉱物を掘る、破砕し、又はふるいわける場所における作業
- 二 坑内において土石又は鉱物を積み込み、又は運搬する作業
- 三 坑外の、岩石をのみ仕上げし、又は動力により破砕する場所における作業
- 四 岩石をさい断し、のみ仕上げし、たたき仕上げし、又は動力により研ます場所における作業
- 五 ガラスを製造する工程において、原料をふるいわけ、若しくは混合する場所における作業
- 六 陶磁器、耐火レンガ、けいそう土製品、タイル、製錬用レトルト又はクレイ製品を製造する工程において、原料を混合し、ふるいわけ、乾燥し、かま詰し、又はかま出しする場所における作業
- 七 粉状のけいそう土製品又はクレイ製品を發詰し、積み込み、又は積みおろしする場所における作業
- 八 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂をふるいわけ、砂型をこわし、砂落としし、又はけい砂のふきつけにより研まし、又はけい砂のふきつけにより研ます場所における作業
- 九 石若しくは砂を用いて動力により研まし、又はけい砂のふきつけにより研ます場所における作業
- 十 耐火レンガを用いる炉の中に入つて、耐火レンガを取り換え、その他炉を修理する作業
- 十一 金鋼又は非金鋼を製錬する場所において、炉又は煙突に附着した鉄さいをかきおとす作業
- 十二 前各号に掲げるもののほか、政令で定める作業

四五六

けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法案に対する修正案
けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法案に対する修正案
正
けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法案の一部を次のように修正する。

第三條第一項第三号中「従事した期間が三年以内のもの」を「従事したことがないもの」に改める。

第三條第五項中「前四項を」第一項から前項まで」に改め、同条第六項中「(昭和二十二年法律第四十九号)を削り、同条中第四項を第六項とし、第五項を第八項とし、第六項を第九項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 使用者は、前二項に規定する場合

合のほか、別表第二に掲げる作業に常時従事させる労働者のうち、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十二條第一項の規定による健康診断において医師により肺結核にかかっていると診断された者に対して、遅滞なく、けい肺健康診断を行わなければならない。ただし、同項の規定による健康診断を行う前において、第五條第一項、第六條第三項(第七條第二項)において準用する場合を含む。又は第三十一條第二項の規定によりけい肺第一症度、けい肺第二症度又はけい肺第三症度のけい肺にかかっていると決定された労働者については、この限りでない。

5 使用者は、第八條第一項の勧告

に係る労働者が当該事業において粉じん作業以外の作業に従事しているときは、その者に対して、三年以内ごとに一回、けい肺健康診断を行わなければならない。ただし、当該けい肺健康診断の結果、けい肺の症状がその直前のけい肺健康診断の結果と比較して進行していないときは、その後は、けい肺健康診断を行わなくてもよい。

第三條第六項の次に次の二項を加える。

2 使用者は、前条第七項の労働者に係る労働基準法第五十二條第一項の規定による健康診断において、当該労働者が医師により活動性の肺結核にかかっていると診断されたときは、その者について、遅滞なく、その診断の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

3 使用者が前条第七項の規定により機能検査を行ったとき、又は労働者が同条第八項ただし書の規定により提出すべき書面を使用者に提出したときは、使用者は、その者について、遅滞なく、同条第七項に規定する医師の診断の結果を証明する書面及び機能検査の結果を証明する書面を当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

第十四條中三分の一並びに第十七條第二項、第十八條、第十九條第一項第二号及び同条第二項中「三分の二」を「二分の一」に改める。

第四十九条及び第五十三条第一号中「第四項」を「第七項」に改める。
附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

附則第二項中「第四項」を「第六項」に、「附則第三項中」その症状を決定するものとする」を「その症状を決定するものとする」に改め、附則第五項を削り、附則第四項を次のように改める。

5 前項の規定による症状等の決定は、第五條第一項の規定による症状等の決定とみなす。

附則第二項及び附則第三項をそれぞれ附則第三項及び附則第四項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

(この法律施行前に打切補償又は打切補償費の支給を受けた者に対する特例)

2 けい肺にかかった労働者若しくは労働者であつた者又は業務上、外傷性せき腫瘰癧にかつた労働者若しくは労働者であつた者が、この法律の公布の日以後この法律の施行前において労働基準法第八十一條の規定による打切補償を受け、又は労働者災害補償保険法第十二條第一項第六号に規定する打切補償費の支給を受けたときは、その者に付して、その者が当該打切補償又は打切補償費の支給を受けた日から、第十一條から第十三條までの規定を適用する。

附則第六項中「第六項」を「第九項」に、「附則第二項」を「附則第三項」に、「附則第七項中」附則第二項を「附則第三項」に、「三分の二」を「二分の二」に、附則第八項中「附則第二項」を「附則第三項」に、附則第十項

中「三分の二」を「二分の二」に改め、附則第十二項中「機能検査若しくは結核検査を削り、第五項を「第八項」に、「第四條第一号」を「第四條第一項」に改め、附則第十三項中「その症状を決定するものとする」を「その症状を決定するものとする」に改め、附則第十四項及び附則第十五項を次のように改める。

14 前項の規定による症状等の決定は、第五條第一項の規定による症状等の決定とみなす。

15 都道府県労働基準局長は、附則第十三項の規定に係る第五條第一項の通知をしたときは、遅滞なく、附則第十二項の規定により提出されたエックス線写真及び書面を使用者に返還するものとする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔中村三之丞君登壇〕
○中村三之丞君 たいだい議題となりまして、けい肺及び外傷性せき腫瘰癧に関する特別保護法案の、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、粉塵作業に従事する労働者に対して、けい肺健康診断を実施し、症状等の決定を行うことにより、けい肺にかつた労働者の病勢の悪化を防止したすことと、けい肺及び外傷性脊髄障害にかつた労働者に対し療養給付並びに休業給付等支給し、その悲惨なる疾病にかつた労働者に対して特別の保護を与えることにより労働者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とするものであります。

〔拍手〕
本法案は、去る五月二十三日内閣より提出され、同日社会労働委員会に付託されたものであります。本委員会は、翌二十四日政府より提案理由の説明を聴いたしまして以来、本法案の重要性にかんがみ、委員会における審査は、ちうん、二日間わたつて公聴会を開催し、広く関係各方面の意見を聴取いたしましたほか、けい肺労務病院の現状につきましても実地に調査するなど、慎重審議を続けて参つたのであります。

しこうして、六月二十九日質疑を終了いたしましたところ、日本民主、自由党、日本社会党、日本社会党、小会派クラブ共同の修正案が提出されたのであります。

修正案の要旨は次の通りであります。

第一に、労働基準法第五十二條による定期健康診断において肺結核にかつていないと診断された者に対しては、けい肺健康診断を行うこととあります。第二は、作業転換をした後の労働者に対しては、原則として三年に一回のけい肺健康診断を行うこととあります。第三は、国庫の負担を二分の一とするのであります。第四に、本法公布の日以後、その施行の前日に、労働基準法または労働者災害補償保険法による打切補償を受けた者に対し、療養給付、休業給付を支給すること。以上の諸点であります。

かくて討論に入り、日本民主党を代表いたしました植村武一君、自由党を代表いたしました山下春江君、日本社会党を代表いたしました多賀谷貞徳君、日本社会党を代表いたしました吉川榮光君、小会派クラブを代表いたしました中原健次君より、それぞれ修正案に賛成し、修正点を除く原案に賛成する旨の討論がなされたのであります。

討論終了後、直ちに採決に入り、修正案について、統一して修正点を除く原案について、それぞれ採決いたしましたところ、ともに全会一致をもって可決いたしました次第であります。

〔拍手〕
次いで、小島徹三君より各派共同の附帯決議の動議が提出され、全会一致これを可決いたしました。

その内容は次の通りであります。

附帯決議
本法施行に伴い、引き続きその保護の万全を期するため、政府は特に次の諸点の早期実現に努力せられんことを望む。

一、法第十條所定の転換給付については、速かにその増額措置を講ずること。

二、法第三十八條所定の就労施設設置のため、その予算措置を講ずること。

三、本法と関連して労働基準法第十二條所定の平均賃金について、そのスライド制の実施措置を講ずること。

四、船員法適用の労働者に対しては、本法の趣旨に沿うような措置を講ずること。

以上、本法案の審議の経過並びに結果を御報告いたしました。

〔拍手〕
○議長(金谷秀次君) 採決いたしました。本法案は委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本法案は委員長報告の通り決しました。

〔拍手〕
○議長(金谷秀次君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、過度経済力集中排除法等を廃止する法律案、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件。

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、過度経済力集中排除法等を廃止する法律案、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件、右両件を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

過度経済力集中排除法等を廃止する法律案、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。商工委員会理事内田常雄君。

過度経済力集中排除法等を廃止する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和三十年六月八日
衆議院議長 河井 彌八
衆議院議長 益谷秀次郎

昭和三十年七月一日 衆議院會議録第三十六号 議長の報告

過度経済力集中排除法等を廃止する法律案

過度経済力集中排除法等を廃止する法律案

次の法律は、廃止する。

一 過度経済力集中排除法(昭和二十二年法律第二百七号)

二 過度経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律(昭和二十二年法律第二百八号)

三 過度経済力集中排除法第二百六条の規定による持株会社整理委員会の職権等の公正取引委員会への移管に関する法律(昭和二十四年法律第七十八号)

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に関し承認を求め

るの件

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)第二十二条第一項の規定に基づき静岡清水市に新たに工業品検査所清水出張所を設置することについて、地方自治法第五十六条第六項の規定により国会の承認を求め

るの件

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

御承知のごとく、過度経済力集中排除法は、終戦直後における過激な立法として、既往における過度の経済力の集中を排除し、国民経済の再編成によつて民主的健全な国民経済の基礎を作ることを目的として、昭和二十二年十二月に施行せられたものであります。また、過度経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律は、この法の実施を円滑にするため、企業再建整備法との関係を調整するためのものであり、本法と同時に公布施行せられたものであります。さらにまた、過度経済力集中排除法第二百六条の規定による持株会社整理委員会の職権等の公正取引委員会への移管に関する法律は、昭和二十四年持株会社整理委員会の廃止に伴つて、同委員会の職権を公正取引委員会へ移管する旨を規定したものであります。これらの法律によりまして、持株会社整理委員会が過度の経済力の集中として当初に指定をしましたものは二百二十五社でありましたが、そのうち二百九十七社についてはその後指定の取り消しがありましたので、企業の分割等再編成の指令を受けることとなりました。また、実際には二十八会社であったのであります。これらの二十八会社につきましては、昭和二十四年度において四会社、昭和二十五年度において五会社、昭和二十六年度において六会社、昭和二十七年年度において一会社、昭和二十八年度において九会社、また昨年度中に三会社の再編成手続を完了いたしました。昭和二十九年十一月をもって一切の再編成の事務を終了いたしましたのであります。よつて、これらの

三法律は、その制定の目的を達成し、今後においては必要がなくなりましたので、これが廃止について本法律案の提出を見たのであります。

本法律案につきましては、去る六月十七日提案理由の説明を聴取いたしまして、引き続き六月三十日及び本日におきまして審議をいたしました。委員会における質疑の要点は、最近の大企業合同の傾向は、本法律の廃止と相付はしないかという点にあったのであります。中小企業を圧迫することになりはしないかという点に於いて、政府におきましては、独占禁止法によつてこれに対処して、その弊害を除去し得るものであるという答弁があったのであります。

かくて、討論に入り、日本社会党を代表して中野英二君、また日本社会党を代表して田中武夫君から、いずれも、最近の大企業の結果の傾向に對しまして、本法律はこれを改正してでも存続すべきものであるとして、反対の意見を述べられました。

次に、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に関し承認を求めの件について、委員会は、この審議の結果に於いて報告申し上げました。

今回工業品検査所の出張所を設置しようとする清水市は、毎年輸出が伸張しつつある清水港を控えており、工業品検査所の所管する検査品目に属する輸出貨物は、その金額において昭和二十九年年度には約十億円に達し、今後には

おける発展もまた予想される次第であります。しかるに、現在、清水市には工業品検査所の出張所が設置されてないため、東京または名古屋から一々出張して立ち入り検査を行なつておるのであります。この出張検査は昨年度におきまして二百二十九件の多きに達しております。かかる状態に對処して、本年度新たに清水市に工業品検査所の出張所を開設いたして、輸出品取締法に基く輸出品の検査を能率的に実施せしめたいとするのが、本件の提案の趣旨並びに理由であります。

本件は、六月三十日に当委員会に付託されましたので、七月一日、政府委員より右の趣旨説明を聴取いたし、引き続き質疑に入り、討論を省略し、採決いたしましたところ、全会一致をもって本件を承認することに決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) これより採決に入ります。

まず、過度経済力集中排除法等を廃止する法律案につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案は委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に関し承認を求めの件につき採決いたします。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

○議長(金谷秀次君) 憲法調査会法案の趣旨説明は延期し、本日はこれにて散会されんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十三分散会

出席政府委員

内閣官房副長官 松本 龍藏君
通商産業政務次官 島村 一郎君
労働政務次官 高瀬 傳君

朗読を省略した報告
一、去る六月二十九日本院は第二十二回国会の会期を七月一日から七月三十日まで三十日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

一、去る六月二十九日河井参議院議長から益谷議長宛、参議院は国会の会期を七月三十日まで三十日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る六月二十九日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

アルコール専売法の一部を改正する法律

あへん特別会計法

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律

国稅徴収法の一部を改正する法律

租稅特別措置法の一部を改正する法律

〔異議なしと稱する者あり〕

〔異議なしと稱する者あり〕

〔異議なしと稱する者あり〕

〔異議なしと稱する者あり〕

〔異議なしと稱する者あり〕

〔異議なしと稱する者あり〕

〔異議なしと稱する者あり〕

〔異議なしと稱する者あり〕

〔異議なしと稱する者あり〕

〔異議なしと稱する者あり〕

〔異議なしと稱する者あり〕

〔異議なしと稱する者あり〕

〔異議なしと稱する者あり〕

〔異議なしと稱する者あり〕

〔異議なしと稱する者あり〕

〔異議なしと稱する者あり〕

〔異議なしと稱する者あり〕

〔異議なしと稱する者あり〕

〔異議なしと稱する者あり〕

〔異議なしと稱する者あり〕

昭和三十年七月一日 衆議院會議録第三十六号 議長の報告

登録税法の一部を改正する法律
 農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律
 所得税法の一部を改正する法律
 法人税法の一部を改正する法律
 租税特別措置法等の一部を改正する法律
 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律
 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律
 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律
 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律
 總理府設置法の一部を改正する法律
 運輸省設置法の一部を改正する法律
 労働省設置法等の一部を改正する法律
 昭和三十年四月及び五月の陳情書、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法
 一、去る六月二十九日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
 昭和二十八年年度一般会計予備費使用総調書(その2)
 昭和二十八年年度一般会計災害対策予備費使用総調書(その2)
 昭和二十八年年度特別会計予算總則第十條に基く使用総調書
 昭和二十九年年度一般会計予備費使用総調書(承諾を求めの件)

昭和二十九年年度特別会計予備費使用総調書
 昭和二十九年年度特別会計予算總則第八條に基く使用総調書
 昭和二十九年年度特別会計予算總則第九條に基く使用総調書
 一、昨六月三十日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
 日本専売公社法の一部を改正する法律
 たばこ専売法等の一部を改正する法律
 砂利消費税法
 物品税法の一部を改正する法律
 外務省設置法の一部を改正する法律
 関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律
 入場競争税法の一部を改正する法律
 行政機関職員定員法の一部を改正する法律
 一、去る六月二十八日、内閣總理大臣から、公正取引委員会委員に堀越虎男君を任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九條第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。
 一、去る六月二十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
 内閣委員
 船田 中君 杉村神治郎君
 田原 春次君
 地方行政委員
 三田村武夫君 坂本 泰良君
 杉山元治郎君
 法務委員
 木下 哲君

外務委員
 草野一郎平君 高岡 大輔君
 志賀健次郎君
 大蔵委員
 高村 坂彦君 植山 利秋君
 文政委員
 高村 坂彦君 並木 芳雄君
 水田 忠則君 大西 正道君
 大高 康君 松澤 雄蔵君
 社会労働委員
 越智 茂君 加藤 五郎君
 加藤 清二君 山花 秀雄君
 井堀 繁雄君 受田 新吉君
 田原 春次君
 農林水産委員
 井堀 繁雄君 楠美 省吾君
 多賀谷貞松君
 通商委員
 大島 秀一君 佐々木三三君
 建設委員
 田中 康君 志賀健次郎君
 田中 榮治君 松澤 雄蔵君
 佐藤 榮作君 草野一郎平君
 高村 坂彦君 志賀健次郎君
 高村 坂彦君 高岡 大輔君
 並木 芳雄君 高岡 大輔君
 井堀 繁雄君 高岡 大輔君
 予算委員
 櫻内 義雄君 細田 綱吉君
 矢尾 三郎君 山下 榮二君
 井堀 繁雄君
 佐々木秀雄君 松澤 雄蔵君
 山村新治郎君 栗原 俊夫君
 一、去る六月二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
 内閣委員
 越智 茂君 矢尾 三郎君
 受田 新吉君
 地方行政委員
 櫻内 義雄君 横山 利秋君
 伊瀬幸太郎君
 法務委員
 細田 綱吉君

外務委員
 志賀健次郎君
 草野一郎平君
 大蔵委員
 高村 坂彦君 坂本 泰良君
 文政委員
 松澤 雄蔵君 大高 康君
 加藤 五郎君 木下 哲君
 並木 芳雄君 高村 坂彦君
 社会労働委員
 船田 中君 永山 忠則君
 加藤 清二君 佐々木三三君
 多賀谷貞松君 田原 春次君
 井堀 繁雄君
 農林水産委員
 井堀 繁雄君 高岡 大輔君
 通商委員
 大西 正道君
 建設委員
 佐藤 榮作君 山花 秀雄君
 並木 芳雄君 草野一郎平君
 高岡 大輔君 高村 坂彦君
 大島 秀一君 志賀健次郎君
 松澤 雄蔵君 田中 榮治君
 井堀 繁雄君
 予算委員
 三田村武夫君 岡 良一君
 杉村神治郎君 井堀 繁雄君
 田原 春次君
 一、昨六月三十日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
 内閣委員
 田村 元君
 地方行政委員
 植山 利秋君
 大蔵委員
 坂本 泰良君
 社会労働委員
 船田 中君
 多賀谷貞松君
 通商委員
 櫻内 義雄君
 井堀 繁雄君
 河本 敏夫君
 河本 敏夫君
 三郎君
 今松 治郎君
 議院運営委員

一、昨六月二十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
 公職選挙法改正に関する調査特別委員
 青木 正君 大坪 保雄君
 行政監察特別委員
 徳安 實蔵君 小山 亮君
 貿易振興に関する調査特別委員
 平野 三郎君 古川 文吉君
 一、去る六月二十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
 公職選挙法改正に関する調査特別委員
 生田 宏一君 古川 文吉君
 行政監察特別委員
 荒船清十郎君 小林 信一君
 貿易振興に関する調査特別委員
 野澤 清人君 大坪 保雄君
 一、去る六月二十九日議長から提出した議案は次の通りである。
 健康保険法等の一部を改正する法律(案)(岡良一君外十一名提出)
 国民健康保険法の一部を改正する法律(案)(山下春江君外十名提出)
 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(大石武二君外四名提出)
 一、去る六月二十九日衆議院から受領した内閣提出案は次の通りである。
 麻薬取締法の一部を改正する法律案

昭和三十年七月一日 衆議院會議第三十六号 議長の報告

一、去る六月二十九日予備審査のため
参議院から送付された次の議案を受
領した。
日本国との平和条約の効力の発生及
び日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障条約第三条に基く行政協定
の実施等に伴い国家公務員法等の一
部を改正する等の法律の一部を改正
する法律案
一、去る六月二十九日委員会に付託さ
れた議案は次の通りである。
麻薬取締法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一八号(参議院送付))
社会労働委員会 付託
一、去る六月二十九日予備審査のため
参議院から送付された議案は次の委
員会に付託された。
日本国との平和条約の効力の発生及
び日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障条約第三条に基く行政協定
の実施等に伴い国家公務員法等の一
部を改正する等の法律の一部を改正
する法律案(千葉恒君外六名提出
参法第一四号(予))

農業協同組合中央会が不動産に関す
る権利を取得する場合における登録
税の臨時特例に関する法律案
一、去る六月二十九日参議院におい
て、次の内閣提出案を可決した旨の
通知書を受領した。
アルゴール専記法の一部を改正する
法律案
あへん特別会計法案
輸入品に対する内国消費税の徴収等
に関する法律案
国税徴収法の一部を改正する法律
案
所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
租税特別措置法等の一部を改正する
法律案
補助金等の臨時特例等に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出
第五号)
補助金等の臨時特例等に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出
第九号)
在外公館の名称及び位置を定める法
律等の一部を改正する法律案
国の援助等を必要とする帰国者に関
する領事官の職務等に関する法律の
一部を改正する法律案
総理府設置法の一部を改正する法律
案
運輸省設置法の一部を改正する法律
案
労働省設置法等の一部を改正する法
律案
昭和三十年四月及び五月の凍結害、
水害等の被害者に対する資金の融
通に関する特別措置法案
一、去る六月二十九日参議院におい
て、次の内閣提出案を承認した旨の
通知書を受領した。

昭和二十八年一度一般会計予
算費使用総調査(その2)
昭和二十八年一度一般会計費
害対策予備費使用総調査
(その2)
昭和二十八年一度特別会計予
算費使用総調査(その2)
昭和二十八年一度特別会計予
算総則第十条に基く使用総
調査
昭和二十九年一度一般会計予
算費使用総調査
昭和二十九年一度特別会計予
算費使用総調査
昭和二十九年一度特別会計予
算総則第九条に基く使用総
調査
一、去る六月二十九日議員から次の議
案を撤回する旨の申出があつた。
健康保険法の一部を改正する法律案
(岡良一君外十一名提出)
国民健康保険法の一部を改正する法
律案(山下春江君外五十四名提出)
国民健康保険法の一部を改正する法
律案(木崎茂男君提出)
医師国家試験予備試験の受験資格の
特例に関する法律案(大石武一君提
出)
一、去る五月三十日予備審査のため参
議院に送付した次の議案は提出者か
ら撤回の申出があり、去る六月二十
九日委員会においてこれを許可した
旨同院に通知した。
健康保険法等の一部を改正する法律
案(岡良一君外十一名提出)
一、去る六月十三日予備審査のため参
議院に送付した次の議案は提出者か
ら撤回の申出があり、去る六月二十
九日委員会においてこれを許可した
旨同院に通知した。
国民健康保険法の一部を改正する法
律案(山下春江君外五十四名提出)

国民健康保険法の一部を改正する法
律案(大崎茂男君提出)
一、去る六月二十一日予備審査のため
参議院に送付した次の議案は提出者
から撤回の申出があり、去る六月二
十九日委員会においてこれを許可し
た旨同院に通知した。
医師国家試験予備試験の受験資格の
特例に関する法律案(大石武一君提
出)
一、昨六月三十日議員から提出した議
案は次の通りである。
教育公務員特例法第三十二条の規定
の適用を受ける公立学校職員等につ
いて学校教育補助としての在職を準教
育職員としての在職とみなすことに
関する法律案(赤城宗雄君提出)
一、昨六月三十日内閣から提出した議
案は次の通りである。
繊維製品品質表示法案
地方自治法第五十六条第六項の規定
に基き、工業品検査所の出張所の
設置に関し承認を求めるの件
一、昨六月三十日参議院から受領した
同院提出案は次の通りである。
狩猟法の一部を改正する法律案
一、昨六月三十日委員会に付託された
議案は次の通りである。
健康保険法等の一部を改正する法律
案(岡良一君外十一名提出、衆法第
三三三号)
国民健康保険法の一部を改正する法
律案(山下春江君外十名提出、衆法
第三三六号)
医師国家試験予備試験の受験資格の
特例に関する法律案(大石武一君外
四名提出、衆法第三三七号)
以上三件 社会労働委員会 付託
狩猟法の一部を改正する法律案(参
議院提出、参法第一五号)
農林水産委員会 付託
繊維製品品質表示法案(内閣提出第
一三七号)

地方自治法第五十六条第六項の規
定に基き、工業品検査所の出張所の
設置に関し承認を求めるの件(内閣
提出、承認第四号)
以上三件 商工委員会 付託
一、昨六月三十日予備審査のため次の
本院議員提出案を参議院に送付し
た。
医師国家試験予備試験の受験資格の
特例に関する法律案(大石武一君外
四名提出)
一、昨六月三十日参議院において、次
の本院提出案を可決した旨の通知書
を受領した。
関税定率法の一部を改正する法律の
一部を改正する法律案
一、昨六月三十日参議院において、次
の内閣提出案を可決した旨の通知書
を受領した。
日本専売公社法の一部を改正する法
律案
たばこ専売法等の一部を改正する法
律案
砂糖消費税法案
物品税法の一部を改正する法律案
外務省設置法の一部を改正する法律
案
入場譲与税法の一部を改正する法律
案
行政機関職員定員法の一部を改正す
る法律案

昭和二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
發行所 東京郵政区市役所町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二五